■ 福岡市 福祉有償運送登録団体　一覧

（令和8年11月現在）

登録団体名	事務所所在区	電話番号	利用対象者　※各項目の詳細は下記をご覧ください							
			① 身体障がい	② 知的障がい	③ 精神障がい	④ 障がい児	⑤ 要介護	⑥ 要支援	⑦ 基本ﾁｪｯｸﾘｽﾄ	⑧ その他
一般社団法人 訪問歯科鍼灸研究会	東区	(092) 663-8250	○	○	○	○	○	○	○	○
NPO法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	博多区	(092) 501-4656	○				○	○		○
医療法人 ながら医院	博多区	(092) 411-2358					○	○		○
特定非営利活動法人 バリアフリー	中央区	(092) 707-3637	○				○	○		○
一般社団法人 れいぱす	南区	(092) 557-1117	○				○	○		
一般社団法人 ふくすけ	南区	(092) 403-3232	○	○	○	○	○	○	○	○
NPO じょうわ	城南区	(092) 517-2407	○					○		
NPO法人 Wall Less Japan （ｳｫｰﾙ ﾚｽ ｼﾞｬﾊﾟﾝ）	城南区	070- 5496-7679	○	○	○	○	○	○	○	○
NPO法人 明日へ	城南区	(092) 776-0852	○	○	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人 みんなのプロジェクト	早良区	(092) 874-3051	○							○
特定非営利活動法人 おかえり	早良区	(092) 407-0972								○
一般社団法人 錬身会　楽シィー	西区	(092) 407-6607	○	○	○	○	○	○	○	○

[利用対象者の詳細]

① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

② 療育手帳（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の交付を受けた「知的障害者」

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条にいう「精神障害者」

④ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項にいう「障害児」

⑤ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項にいう「要介護認定を受けている者」

⑥ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第2項にいう「要支援認定を受けている者」

⑦ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準（基本チェックリスト）に該当する者

⑧ その他肢体不自由、内部障がい（人工血液透析を受けている場合を含む。）、難病等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者